

第 156 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 6 年 7 月 31 日（水）

14：00～15：30

場所：宮崎県庁 本館 講堂

午後 2 時 00 分開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 156 回宮崎県都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の弓削と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち 10 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件でございます委員の過半数の出席を満たしておりますことをまず御報告させていただきます。

それでは、審議会の開会に当たり、県土整備部長の桑畑が御挨拶を申し上げます。

○桑畑県土整備部長 皆さん、こんにちは。県土整備部長の桑畑でございます。皆様には大変お忙しい中、また連日暑い日が続く中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から都市計画行政をはじめ、県政全般にわたりまして御支援、御協力をお願いしております。改めて感謝申し上げます。

御承知のとおり、本県におきましては、南海トラフ地震や気候変動などの様々な災害リスクへの対応が求められておりまして、ハード・ソフト両面から防災・減災に配慮しました都市の構造の強化に向けまして取り組んでいるところでございます。

また、昨年度審議会で御報告いたしました都市計画区域マスタープランの改定につきましては、今年度既に作業を始めておりまして、引き続き、防災まちづくりの方針や人口減少下での持続可能なまちづくりの推進に向けまして、適正な土地利用を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、宮崎広域都市計画道路と都市計画道路延岡西都線の変更につきまして御審議いただくこととしております。今年度も、本県の都市計画行政に係ります重要な案件につきまして御審議をお願いすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれの専門的立場から率直な御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。桑畑部長は所用のためにここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の第 156 回宮崎県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

まず、本審議会の会長であります宮崎大学特別教授・出口近士会長でございます。

次に、1号委員の皆様でございます。

宮崎県商工会議所女性会連合会理事・前田省子委員でございます。

宮崎大学名誉教授・原田隆典委員でございます。

a i 建築アトリエ代表・岩本愛委員でございます。

弁護士・山田文美委員でございます。

みやざき農業委員会女性ネットワーク会長・後藤ミホ委員でございます。

宮崎大学准教授・平田令子委員でございます。

次に、3号委員でございます。

宮崎県町村会会長・佐藤貢委員でございます。

最後に、5号委員の皆様でございます。

国土交通省九州地方整備局長・森田康夫委員でございます。本日は、代理で、宮崎河川国道事務所長・大嶋一範様に御出席いただく予定でしたが、御都合により急遽御欠席となります。

農林水産省九州農政局長・北林英一郎委員でございます。本日は、代理で、九州農政局農村振興部農村計画課長・渡邊大伸様に御出席いただいております。

宮崎県警察本部長・平居秀一委員でございます。本日は、代理で、宮崎県警察本部交通部交通規制課長・阪本哲司様に御出席いただいております。

なお、本日は、2号委員の県議会議員、下沖篤史委員、齊藤了介委員、工藤隆久委員、永山敏郎委員、4号委員の宮崎県市議会議長会会長・前本尚登委員は、御都合により御欠席となります。

続きまして、本審議会の資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、まず、会議次第、委員名簿、配席図でございます。次に、資料1として各議案のパワーポイントスライド資料、別冊の資料として、赤色のファイルにとじた資料をお配りしています。また、本審議会の議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様へ御送付させていただいております。最後に、参考資料としまして、関係資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしています。

本審議会の資料は以上となりますが、不足している資料等はないでしょうか。

なお、赤色のファイル、青色のドッチファイル及び黄色のファイルは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いします。

○**出口会長** 皆さん、こんにちは。都市計画そのものは、自分たちの居住の機能、それから経済産業の機能、文化活動の機能と、大きく3つの機能を空間に埋め込む作業であります。今日の案件8つとも、それをつなぐ動脈と言うべき道路の案件であります。都市の進捗あるいは事業の進め方によって修正等あるいは見直しが必要な案件であります。今日は、皆様方の立場からこの8つの案件につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○**出口会長** では、早速進行をさせていただきます。

議事に入る前に、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきます。今回は、原田委員と平田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の出井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事について御説明をさせていただきます。お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議事でございますが、次第のとおり、8件でございます。

議案第1号及び第2号といたしまして、宮崎広域都市計画道路の変更につきましてそれぞれ御審議をいただきます。

なお、議案第1号につきましては、都市計画の案に対する意見書の提出がございましたので、併せて御説明をさせていただきます。

その後、議案第3号から第8号といたしまして、都市計画道路延岡西都線 東九州自動車道の変更につきまして、まとめて御説明をさせていただきますので、御審議をお願いいたします。

○**出口会長** 今ありました議案第1号に関しまして、意見書に関する説明があるということですが、個人に関する情報等が含まれる場合には、審議を非公開にすることも考えられます。事務局から、意見書の取扱いとその審議の進め方について、説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** ありがとうございます。意見書につきましては、都市計画法第17条第2項の規

定に基づき提出されたものであり、同法第 18 条第 2 項の規定により、本意見書は、都市計画審議会に提出することとされています。

ただいま会長からお話もあったとおり、意見書の内容については、個人を特定することができる可能性がございます。このような場合においては、宮崎県都市計画審議会運営規則第 9 条の規定により、「会議を公開しないことができる」とされております。また、その判断については、宮崎県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領第 2 条の規定により、「会長が決定する」とされております。

事務局としましては、先ほど述べましたとおり、意見書の内容及びその審議内容により個人を特定することができる可能性があり、また、それにより、個人の権利利益を害する可能性も考えられることから、「意見書に関する審議の時間のみ」は、「会議を非公開」としてはいかがかと考えています。

事務局からの説明は以上でございます。

○出口会長 ただいま事務局から説明がありましたが、意見書に関する審議については、個人が特定され、個人の権利利益を害する可能性も考えられます。したがって、事務局の提案どおり、「意見書に関する審議の時間のみ」を「非公開」としたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○出口会長 異議なしということですので、議案第 1 号の「意見書に関する審議の時間のみ」は「非公開」として取り扱うことにいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号の審議の進め方ですが、まず、事務局より、議案第 1 号の都市計画の案について御説明させていただきますので、その内容について審議をお願いします。都市計画の案に関する審議が終わりましたら、その後、意見書に関する審議とさせていただきます、この審議の時間については、会議を「非公開」とさせていただきます。

報道関係の方には、この時間は一旦退室いただき、意見書の内容に関する審議が終わりましたら、再入場をお願いすることといたします。

議案第 1 号の審議の進め方については、以上となります。

○出口会長 委員の皆様、ただいま事務局の説明のとおり進めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○出口会長 ありがとうございます。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号「宮崎広域都市計画道路の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の恩塚です。

議案第1号「宮崎広域都市計画道路の変更」について御説明します。

議案書は、4ページから6ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎市清武町に位置する都市計画道路3・4・38号大久保木崎線における都市計画変更について御審議いただくものでございます。

初めに、大久保木崎線の概要について御説明します。

スライドの図面は、宮崎市清武町中心部の都市計画図になります。図面上側が北方向となります。図面に赤線で示しております都市計画道路大久保木崎線は、宮崎市清武町今泉岡を起点とし、宮崎市清武町木原横小路を終点とする、延長約1,810メートル、幅員16メートルの幹線街路で、宮崎県建設技術センター前を通る一般県道大久保木崎線の一部です。

本路線は、沿道に位置する集落と清武市街地とを結ぶ道路であり、周辺にある宮崎市立清武小学校及び宮崎市立清武中学校に通学する児童や生徒の通学路にも位置づけられています。また、本路線の起点側は、第一種住居地域となっている丘陵地を通過する計画となっており、道路沿線には住宅が連続して立地しております。

今回は、画面起点側に旗揚げをしている範囲において、一部区域の変更、線形の変更及び幅員の変更を行うこととしております。

こちらのスライドは、一部区域の変更、線形の変更及び幅員の変更の対象となる岡地区の航空写真と状況写真になります。画面左側が起点、右側が終点方面になります。

本路線は、清武市街地へとつながる車両通行の多い道路で、小中学校に通う児童や生徒をはじめとする多くの歩行者が通行しておりますが、道路線形が悪く、幅員が狭小となっている区間があり、歩行者の安全確保が課題となっております。

ここからは、都市計画の変更内容について詳細に御説明します。

まずは、線形の変更についてです。スライド上段の平面図には、青で平成31年に都市計画変更された現計画の道路線形を、赤で見直し後の道路線形を示しております。当該区間は、沿線家屋が現況道路より一段高い箇所に建ち並んでいることから、道路整備により、道路本体のみならず、道路に付随する法面の区間も必要となり、現計画の道路線形は、家屋等への影響が大きいものとなっております。

そこで今回、詳細な地形測量の結果や現在の土地利用状況を踏まえ、平面図に旗揚げで示す範囲において、道路線形を見直すこととしました。

スライド下段は、平面図オレンジで示すA-A'断面の横断図に、青で現計画の整備計画を、赤で見直し後の整備計画を示したものです。道路整備によって道路北側家屋に影響がある計画となっておりましたが、見直しを行ったことにより、家屋の移転等が不要となっております。このように、当該区間において周辺家屋への影響が最小限となる線形に変更をすることで、家屋等への影響を現計画から3割程度減らすことができます。なお、線形の変更に伴い、本路線の計画延長を約1,810メートルから約1,880メートルに変更することとしております。

次に、幅員の変更についてです。先ほど御説明した線形の変更と併せて、幅員についても沿道の利用状況を踏まえ見直しを行いました。現計画では、下段横断図の左側に示すように、車道の両側に片側1.5メートルの停車帯を設置することとしておりましたが、当該区間沿線は住宅地や山林となっており、荷さばきによる一時的な路上停車の必要性はほとんどないことから、停車帯を取りやめ、片側0.5メートルの路肩へ変更することとしております。

なお、本線に限らず、自転車通行空間の確保については、従来から交通管理者である県警より、できるだけ路肩を広く確保することが望ましいと意見をいただいておりますが、当該区間においては、前後の区間も3.5メートルの自歩道で完成しており、前後の整備済み区間との連続性を確保するため、3.5メートルの自歩道とし、路肩幅員については、道路構造令に基づき、0.5メートルとすることとしております。その結果、計画幅員を16メートルから14メートルに変更するものであります。

最後に、一部区域の変更についてです。こちらのスライドは、一部区域の変更箇所とその周辺を示したものです。下段には変更箇所を拡大した図面を示しております。画面左側が起点、右側が終点方面になります。先ほど説明しました線形の変更及び幅員の変更に伴い、一部区域の追加と削除が生じます。また、これに併せて、当路線の区域として必要な範囲を明確にし、着実な都市施設の整備を図ることを目的として、道路に付随する法面等の範囲を区域に追加することとしております。

さらに、拡大図、右手に紫点線で示します本路線と交差する正手松之木田線につきましては、都市計画道路の見直しに伴い廃止されることとなり、宮崎市においてその手続きが完了したことから、交差点の隅切り部を都市計画の範囲に含める必要がなくなりました。こ

れらにより、平面図赤着色で示す現在の計画区域に含まれない一部区域を追加し、黄色着色で示す都市施設整備に不要となる一部区域を削除するものであります。

議案第1号についての説明は以上になります。

○**出口会長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。

現道から少し南のほうに線形を振って住宅への影響をなるべく小さくする。それから、3.5メートルの自歩道として整備して歩道を確保するという基本的な案でございます。

○**A委員** 線形を変更することによって、新たに赤く塗られた部分が法面になるかと思うのですが、法面の図面でいう南側が畑か何かのようなマークに見えますが、現況の土地の利用状況はどのようになっているのかということがまず1点質問と、おおよそでいいと思いますが、道路から法面下までの高低差がどの程度あるのか、今現在お分かりでしたら教えていただければと思います。

○**出口会長** もし指示が可能であれば、図面で場所を示しながら説明いただければ分かりやすいかと思います。よろしくお願いいたします。説明は、特に南側、図面の下側の部分でよろしいでしょうか。

○**A委員** 畑のマークがちょこちょこ見えるのですが、果樹園か何かになっているのでしょうか。

○**事務局** 赤く着色している辺りは山林となっております。赤の部分は、法面がついて下に下がるんですけども、おおよそ10メートルほどの高低差になります。スライド4ページの代表的な断面、このようなイメージになろうかと思います。

○**出口会長** 法面があって、今質問があった部分には家屋等ではなくて、山林ということでしょうか。

○**事務局** 向かって右側のほうは家屋がありますが、当該部分については家屋等ではなくて山林がほとんどです。

○**出口会長** A委員、よろしいでしょうか。

○**A委員** 懸念した点というのが、例えば工事期間中に土砂崩れが起きて、下に住宅があって何か被害を受けるとか、そういった心配はないのかというところが懸念されましたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○**出口会長** 高低差があって、カーブの線形を変更するということです。

ほかに御質問や意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

では、関係することもあるかと思いますが、次に、意見書について入って、もしその関係でまた戻ることがありましたら、そのときに説明を受けるということでよろしく願いいたします。

それでは、次に、意見書の内容に関する審議に移ります。この時間に関する審議は非公開といたします。報道関係の方は、一旦退室をいただきます。事務局の誘導に従って移動をお願いいたします。

-----（非公開審議 開始）-----

議案第1号 宮崎広域都市計画道路の変更 3・4・38号

大久保木崎線 意見書 ～意見の要旨と県の見解等～

<議事の概要>

事務局から、都市計画の案に対して、自宅が現計画、変更計画いずれにおいても影響を受ける家屋の所有者より、都市計画の重要性は重々承知しているが、住み慣れた我が家を手放したくない、住み続けたいと強く願っているとの意見書の提出があったことを説明。意見書に対する県の見解として、道路の都市計画があることを知った上で住宅を購入しており、今回の計画変更の内容について理解を示していることから、都市計画の案は原案のとおりで問題ないことを説明した。

-----（非公開審議 終了）-----

○**出口会長** では、引き続き、議案第1号について遡って質問等がありましたら、御意見をいただきたいと思います。なければ、議案第1号についてお諮りをしたいと思います。

じゃ、質問をどうぞ。

○**B委員** 今回の変更によって影響を受ける不動産の所有者の方についてですが、基本的には計画を変更したことで影響を受ける家屋は減っていると思います。変更前は影響を受けなかったけれども、変更後に新たに影響を受けるようになった不動産があるように見えるのですが、この家屋の所有者の方は、今回の変更について特に何か意見をおっしゃられていないかというところを教えていただければと思います。

○**事務局** 意見書という形で意見を出すことはできるんですけども、この方からの意見等はなかったと。説明会等でも特別意見はなかったということです。

○B委員 ありがとうございます。変更後に新たに影響を受けるようになった家屋は1軒ということでよかったでしょうか。

○事務局 新たに影響されるのは、今の1軒だけになります。

○B委員 ありがとうございます。

○A委員 最後にもう一点。

○出口会長 大事なところですので、どうぞ。

○A委員 すみません。近隣に対しての説明会等で、私が最初に申し上げた法面のことを懸念するような住民の方の御意見とか、そういった心配の声というのはなかったかというところをお尋ねしたいと思います。

○事務局 説明会等の中では、法面等に関する懸念のお話はございませんでした。

○出口会長 ほかに御質問等よろしいでしょうか。

では、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 それでは、議案第1号は原案どおりといたします。

続きまして、議案第2号に移りたいと思います。説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号「宮崎広域都市計画道路の変更」について御説明します。議案書は8ページから10ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎市清武町に位置する都市計画道路3・5・37号西新町尾ノ下線における都市計画変更について御審議いただくものでございます。

初めに、西新町尾ノ下線の概要について御説明します。

スライドの図面は、宮崎市清武町中心部の都市計画図になります。図面上側が北方向となります。図面に赤線で示しております都市計画道路西新町尾ノ下線は、宮崎市清武町正手3丁目を起点とし、宮崎市清武町木原字若宮田を終点とする、延長約2,730メートル、幅員12メートルの幹線街路で、宮崎市清武総合支所横を通る主要地方道高岡郡司分線の一部です。

本路線沿線には宮崎市清武総合支所が立地しており、清武市街地を東西に結ぶ都市内道路ネットワークの一部に位置づけられております。また、周辺には宮崎市立清武小学校及び宮崎市立清武中学校が立地しており、本路線は通学路にも位置づけられております。

今回は、図面中央に旗揚げしている範囲において、幅員の変更及び一部区域の変更と、

図面左側に赤丸で囲んでおります西新町尾ノ下線と都市計画道路正手松之木田線との交差点におきまして、交差点区域の変更を行うこととしております。

こちらのスライドは、幅員の変更及び一部区域の変更の対象となる清滝橋付近の現況平面図と状況写真になります。図面左側が起点方面、右側が終点方面になります。

小中学校へ通学する児童や生徒をはじめとする多くの歩行者や自転車が通行し、車両の通行も多い道路ですが、両側歩道が整備されておらず、車道も狭小であるため、通行者の安全確保が課題となっております。

ここからは、都市計画の変更内容について御説明します。

まずは、幅員の変更及び一部区域の変更についてです。

今回幅員の変更を行う清滝橋は、全体幅員 8.5 メートルと狭小な橋梁であることから、通行者の安全確保のため、歩道の整備及び車道の拡幅を実施するに当たり、道路の利用状況及び前後の整備状況を踏まえ、計画の見直しを行いました。

現計画では、都市計画横断図の上段に示しますように、幅員 3 メートルの自転車歩行者道及び幅員 0.5 メートルの路肩を両側に設置する計画としていましたが、当該箇所前後の整備済み区間においては、下段の整備済み区間横断図に示すように、幅員 3.5 メートルの歩道及び幅員 1.5 メートルの停車帯が整備されており、自転車は停車帯部分を通行するよう整理されていることから、前後との連続性を確保するため、当該区間においても幅員 3.5 メートルの歩道とし、自転車通行空間として路肩を 1 メートルに変更しております。

また、現計画では道路幅のみを都市計画の範囲としていましたが、歩道及び路肩の幅員変更と併せて、橋梁整備に必要となる両側地覆部分も今回都市計画の範囲に含めることとし、その結果、都市計画決定幅員を 13 メートルから 16 メートルに変更するものであります。

こちらのスライドは、幅員の変更及び一部区域の変更箇所とその周辺を示したものです。右下には変更箇所を拡大した図面を示しております。図面左側が起点、右側が終点方面になります。先ほど御説明した幅員の変更を、スライド中央に旗揚げする範囲において行うこととしております。

また、幅員の変更に伴い、都市計画決定範囲が現計画の範囲より広くなることから、赤着色部分について西新町尾ノ下線の区域へ追加するものです。

次に、交差点区域の変更についてです。こちらの図面は、交差点区域の変更箇所である交差点とその周辺を示した図面になります。下段には、変更箇所を拡大した図面を示して

おります。図面左側が起点、右側が終点方面になります。本交差点は、西新町尾ノ下線と都市計画道路正手松之木田線が交差する箇所です。先ほど議案第1号で御説明したとおり、正手松之木田線は廃止されたことから、交差点の隅切り部を都市計画の範囲に含める必要がなくなったため、黄色着色部分について西新町尾ノ下線の区域から削除するものです。

議案第2号についての説明は以上となります。

○**出口会長** では、議案第2号につきまして、質問、御意見等を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○**C委員** 内容は分かりましたが、橋のところだけを計画より3メートル増やして、幅員13メートルが16メートルになる。取り付けのところは幅員として十分幅はあるのでしょうか。

○**事務局** 橋の前後の部分については、4ページのスライドの下のイメージになります。整備済みのところもありますけれども。

○**C委員** 急にそこで狭くなることはないわけですね。

○**事務局** そうですね。連続性は保たれます。

○**C委員** 分かりました。

○**出口会長** ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

御承知のとおり、清滝橋は非常に混雑をしています。今、この上流部の橋梁が新しくなっています。これがこの幅員で進むと、清武の中心部については安全性等が確保されるのではないかと思います。

それでは、議案第2号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第2号は原案どおりといたします。

続きまして、3号議案から8号議案までの説明をよろしく願いいたします。

○**事務局** 議案第3号から8号は、それぞれ、日向延岡新産業都市計画、都農都市計画、川南都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、西都都市計画における都市計画道路1・3・3号延岡西都線の都市計画変更について御審議いただくものです。全て同一路線となっており、変更内容も同じであるため、一括して御説明させていただきます。議案書は12ページから38ページとなっておりますので、併せてご参照ください。

初めに、延岡西都線の概要について御説明します。

スライドの図面は、左側に宮崎県全体の航空写真に延岡西都線を示したものの、右側に都

市計画図に延岡西都線を示したもので、図面上側が北方向となります。図面に赤実線及び赤点線で示す道路が東九州自動車道で、このうちの赤実線で示す範囲が都市計画道路延岡西都線です。

都市計画道路延岡西都線は、門川町大字加草字岡ノ花に位置します門川インターチェンジを起点とし、西都市大字黒生野字蔵向に位置する西都インターチェンジを終点とする、延長約 5 万 8,560 メートル、幅員 24 メートルの自動車専用道路です。

本路線は、複数の都市をつなぐ道路であり、県土の効率的かつ合理的な土地利用を推進するとともに、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための自動車専用道路として、平成 8 年に都市計画決定がなされました。

冒頭でも申し上げましたが、本路線は、画面に示しますように、7つの市町、6つの都市計画にまたがり、都市計画決定される道路です。今回は、路線全体において一部区域の変更を行うこととしております。

こちらのスライドは、延岡西都線の整備経緯を示したものになります。平成 8 年に都市計画決定された後、平成 22 年から 26 年に順次供用開始されましたが、ほとんどの区間が暫定 2 車線での供用となっており、対面交通による重大事故の発生や、低速車両の走行による速度低下、災害発生による通行止めといった課題を抱えております。

令和元年に国土交通省が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、おおむね 10～15 年で有料の暫定 2 車線区間の半減を目指し、長期的には解消させるとの方針が示され、日向から都農及び高鍋から西都が優先整備区間に位置づけられました。令和 4 年より高鍋から西都の約 5 キロメートルの区間において 4 車線整備が事業化され、現在整備を行っているところです。

都市計画決定された区域においては、用地未買収地である民地を含め、都市計画法第 53 条の建築制限がかかり、当路線の整備に必要な範囲が明確になることから、今回の都市計画変更は、今後の円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることを目的に、道路法面等の区域を追加するものであります。

ここからは、都市計画の変更内容について詳細に御説明します。

こちらに示します図面は、都市計画の区域を示す標準横断図になります。上段が現都市計画の範囲を青色旗揚げで示すもので、下段が都市計画変更後の範囲を赤色旗揚げで示すものになります。

今回の都市計画変更は、現都市計画の範囲が本線の幅員部分のみであったものに対し、

赤で示す法面等の道路に付随する部分を含めた、道路整備に必要となる範囲を都市計画の範囲に追加するものです。道路整備の計画自体に変更はありませんが、都市計画の範囲が影響範囲まで広がることとなります。

こちらの画面の左側図面は、都市計画の範囲を示す平面図になります。今回は代表で高鍋都市計画の小丸川付近の平面図を示しており、画面左側が起点方面、右側が終点方面になります。画面右下は、変更後平面図にて赤点線で囲む範囲の拡大図になります。青着色で示す範囲が現計画の範囲を示し、赤着色で示す範囲が道路法面等の今回追加される範囲を示しています。道路整備の影響範囲を都市計画の範囲に追加することで、道路整備に必要となる範囲が明確になり、着実な都市計画道路の整備を図ることを目的としています。

今回の説明では代表箇所のみをお示ししましたが、このような区域の変更を路線全体で行います。なお、今回、都市計画の変更を行うに当たり、都市計画道路の変更案に関する住民説明会を各市町7会場で実施しましたが、案に対する反対意見はありませんでした。

議案第3号から8号についての説明は以上となります。

○出口会長 ただいま事務局から説明がありました議案第3号から8号につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○C委員 国交省のほうで、最終的には10年から15年で4車線にするという、これは決まりですね。そして、こういうふうの一部ずつ法面とかあの辺を幅を広げていくということを、都市計画の決定としてはもう全部やってしまったらという感覚があるんですが、ちょこちょこやっていくということにどういう理由があるのか。

○出口会長 御質問は、都市計画決定は全体のこの路線でやるけれども、事業化はまた別にやっていくのかということですね。事業化と都市計画決定の関係を御質問だと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 高速道路、東九州自動車道に関しては、最初、平成1桁台に施行命令がどんどん出て、暫定2車線で整備をしていったところです。最初の都市計画決定自体は平成8年になされているんですけども、今から4車線化の事業が優先整備区間を中心にやっていくことになるというときに、当然法面の部分は地権者さんがいらっしゃったり、既に関与しているところもあります。都市計画決定を打って今回変更するんですけども、変更することによって第三者の意見を聞いたりとか、今から事業が進んでいくんですよというのを周知する意味合いもあるのかなと考えております。なので、路面部分だけを都市計画決定していましたというだけでは、今後、4車線化を進めていく中では足りない部分もある

かなというところで、今回、都市計画の変更をさせていただきたいというところで御説明したところです。

○**C委員** それは十分理解して、今、会長のほうから補足がありましたが、都市計画としての決定だったら、国交省が4車線にするというのであれば、都市計画として法面も含めて今までやっていないのであれば、最初からそうしておけばいいのではないか。何で一部だけちょこちょこやっていくのか。事業化をするときにはお金の問題があるでしょうけれども、という質問なんです。理由が分からない。

○**松田都市計画課長** すみません、もう一回質問をいいですか。

○**C委員** 要するに、国としてはもう決定しているわけでしょう。4車線にするということ。それは曖昧なわけですか。

○**事務局** 一部区間で優先的に4車線化をしていきますよという方針を国のほうは出しているところです。

○**C委員** 一部ですか。

○**事務局** 東九州自動車道でいきますと、優先整備区間ということで、西都から高鍋の区間、それと都農から日向。青の点線で囲った区域について優先的に4車線化を進めていきたいと思いますという方針が出されたところです。

○**C委員** じゃ、僕が勘違いしてたのかな。要するに、最終的には4車線化するということは決定していなくて、一部の4車線化を国が決めたという状態なんですか。

○**松田都市計画課長** 都市計画として4車線で決定をしておりますので、将来的には東九州自動車道は4車線になるということが決まっております。ただ、その中で優先的にどこから工事をしていきますかということが、こちらに示されている、交通事故などが多い区間を優先してやるということになっております。

○**C委員** 国が優先してやるというのは事業化の話でしょう。都市計画でも4車線でやって、そういうのを周知するために、法面も含めて幅を少し取って全区間前もって計画としてやっておけばいいじゃないかという意見です。

○**松田都市計画課長** 最初からやっておけばよかったのではないかと。

○**C委員** いや、今一部やるから駄目で。

○**松田都市計画課長** 今回、全ての区間を今お諮りしているところです。

○**C委員** 全ての区間？

○**松田都市計画課長** そうです。都決が打たれている区間の。

○出口会長 その全ての区間というのを具体的に。この議案の3から8が全てという意味ではないと思うので。○委員のほうは、全部ずっと決めたらいいのではないか、あるいは決まっていないところはないのかという話だと思います。だから今諮ったのはこの区間で、逆にこの区間以外に諮る必要のある区間はないのか。もしあるのであればなぜ一緒にしないのだろうかという質問だと思うんです。

○事務局 まず、東九州自動車道の中で都市計画決定されている区間とされていない区間がございます。今回の延岡西都線、西都から門川までがこの延岡西都線に当たるんですけども、これを今回変更を諮らせていただいているんですけども、東九州自動車道のそれ以外の区間という意味合いですよ。

○○委員 僕は東九州道全部の意味合いを言ったんですが、今の西都と門川の区間でもまだ一部と言っているから、今日出てきたのが全部幅を広げて都市計画区間としてやるという。今日出た議案。

○事務局 今日出た議案については、門川から西都の区間の全てをお諮りしたいということで御説明したところです。

○○委員 じゃ、ほかのところはまだ。

○事務局 まず、西都から清武に関しては都市計画決定をしていない区間になります。

○○委員 今、供用しているじゃないですか。

○事務局 供用はしているんですけども、都市計画道路として決定をしていない道路。

○出口会長 都市計画道路として決定していない理由を説明していただければ。

○事務局 まず、西都から清武、この区間が最初に整備をされていたと思うんですけども、このときは国の方針というのがあって、大規模な道路に関しては、都市計画道路として都市計画決定をして第三者の意見を広く聞きましょうという方針が平成7年に出されています。西都から清武の間はもうそのとき既に施行命令が出されておりまして、都市計画決定をされていないという事実がございます。西都から門川に関しては、国の方針が平成7年に出された後に施行命令等が出ていますので、その際に都市計画決定を打って、第三者の意見を広く聞いて反映させていきたいと思いますという意味合いがあって、都市計画決定を打っているという経緯がございます。

○出口会長 そのときには法面の範囲を指定していなかった。それで今回広げて、きちんと次の時代に備えるために範囲として設定したいということよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○出口会長 よろしいでしょうか。

○Ｃ委員 今のところはよく分かりました。東九州道の都市計画というのは、結局、道路としては都市計画の範囲に入っていないということですか。例えば西都から清武。

○事務局 あと、清武から日南東郷も入っていないです。都市計画決定を打っているというのが、日南から県境の部分は都市計画決定を打っています。あと、門川から北川の区間は延岡外環状線として都市計画決定を打っている。打っていないのは日南東郷から西都の間になります。

○Ｃ委員 それは問題はないんですか。もう供用しているんだけど。中途半端な気がするんです。

○事務局 都市計画事業ではないので、マストではないというところはあるんですけども、そこは施工時期だったりそういうところで、都市計画を打っている、打っていないというところが出てきてしまっているところはあるかなと。

○Ｃ委員 その経緯は今説明があったんですけども、要望しながら県としては都市計画道路ではないというのも、そういうことがあってもいいのか。

○事務局 高速道路なので、都市計画決定を打たないといけないかという、全てそうではないのかなというふうには考えています。

○Ｃ委員 西都から門川は都市計画として以前やったから、もっと幅を広げて今変更として出てきたということ。南のほうは都市計画にもなっていない。何か中途半端だよ、全体を見ると。

○出口会長 都市計画道路の歴史がそうだと思いますが、都市計画の機能としてこの高速道路が機能するのとか、それぞれの都市計画区域のエリアの範囲を通らないとか、いろいろな事情があるかと思いますが。

○事務局 確かに日南東郷から宮崎西の間は都市計画区域を通っていなかったり、そういった事情もありますし、都市計画区域を通るのかというところ。あとは延岡西都線に関しては、暫定２車線で整備をして、その後４車線化の方向性が示された段階で、道路区域として必要な区域を明確にするためにも、今回、都市計画変更を打つ必要があるというところかなと考えております。

○Ｃ委員 今、例えばコンパクトシティみたいなもので都市をやって、その間は高速道路にしろ、普通の道路にしろ、道路のネットワークできちんとして、例えば何十分以内に行けるぐらいというような国全体としての方針は、時間は出していないと思うけれども、あ

りますよね。宮崎県が、そういうふうに都市計画区域でないからということは、損をしないんですか。何も問題ないのであれば僕自身は何も言わないけれども、全てが中途半端だから、高速道路だって置いていかれるんじゃないかと思うんです。

○事務局 委員が心配される、宮崎県にとって損はないのかというところについては、あくまでも高速道路を整備するために必要な都市計画ということではなく、これまでの時代の変遷とかで、都市計画をしっかり打って説明をなさいという指導がなされた段階から指定をしているために、こういった飛び飛びの、中途半端だと委員が言われる話になっているかと思います。ただ、それは、事業をするために都市計画の決定を打つのではなく、事業をしっかり地域住民の皆さんに説明をするための都市計画決定でございますので、決して宮崎県が損をするということにはつながらないと考えております。

○Ｃ委員 都市計画として周知するということは、じゃ、何をやっているのかというのが分からなくなってきた。

○出口会長 今、Ｃ委員さんが言ったように、途中、途中が抜けていて、時代、時代の高速道路の整備の流れがあったかと思いますが、今の時点で委員が言われるように少し整理をしていただいて、また宮崎のほうも今のままではおかしいということになるかもしれませんし、整理を次のチャンスのときにして、皆さんのほうに機会があれば説明をしていただけだと思います。よろしいでしょうか。

○Ｃ委員 都市計画というのは先のことをきちんと考えてやることで、道路をつくってくれとぎゃんぎゃん言いながらやっているんだけど、こういう都市計画の中できちんと位置づけられていないというか、ぼやんとした計画があるみたいだというのは、僕が例えば官僚だったら、不整合だなと思いますよ。だから、今、会長が言われたように、きちんと整理をしながら先々をきちんと見せて、これ、事業化はするわけじゃないから、ぜひ考えて、いろんな意味で取り残されないようにしておくことが重要だと思います。

○松田都市計画課長 また意見を聞かせていただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○出口会長 ほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、御意見等もないようですので、議案第３号から議案第８号の都市計画道路の変更につきまして、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○出口会長 ありがとうございます。では、議案第３号から議案第８号は、原案どおりと

します。

以上で、議案第 3 号から議案第 8 号の審議を終了したいと思います。

それでは、本日の議事は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も御審議ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から連絡事項がございます。次回の第 157 回宮崎県都市計画審議会の日程でございますけれども、今年の 12 月もしくは 3 月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、後日、日程の御連絡をさせていただきますので、またよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、第 156 回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 3 時 30 分閉会